

物価高騰給付金について

福祉総務課 臨時特別給付金係（静岡庁舎15階） 2024. 7. 24

物価高騰への生活支援策として、①令和6年度住民税が新たに非課税となった世帯及び均等割のみ課税となった世帯への給付金、②子育てをする①に該当する世帯に対し子ども加算給付金（子ども加算）、③定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）を支給します。

令和6年7月24日（水）から順次、①②の対象世帯及び③の対象者へ通知します。なお、①②はこれまでに物価高騰給付金（令和5年度住民税非課税等世帯を対象とした7万円、10万円、子ども加算給付金）の支給対象となった世帯は対象外となります。

対象・支給額

① 令和6年度住民税が新たに非課税等となった世帯への給付金（1世帯あたり10万円）

令和6年6月3日に静岡市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度分の個人住民税が新たに非課税及び均等割のみ課税となった世帯



② ①に該当する子育て世帯への給付金（子ども加算）（子ども1人あたり5万円）

令和6年6月3日に静岡市に住民登録があり、①の対象となる世帯のうち、令和6年6月3日において同一世帯に18歳以下の子ども（平成18年4月2日生まれ以降の子ども）が属する世帯 ※令和6年6月4日以降に生まれた新生児も給付金の対象。別途申請が必要です。



③ 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（調整給付）

静岡市で令和6年度個人住民税が課税された者のうち、定額減税（納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年所得税3万円、令和6年度個人住民税1万円の減税）しきれないと見込まれる方 ※納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。



手続き

7月24日（水）から順次、対象世帯・対象者へ確認書が入った封筒を送付します。

※①②の両方に該当する世帯には2種類の封筒が届きます。①②の振込先口座は別口座でも可です。

確認書を記入し同封の返信用封筒で返送又は電子申請 **返送期限：令和6年9月30日（消印有効）**

支給時期

返送していただいた確認書を静岡市が受理した日から4～8週間程度を予定しております（8月上旬から順次振込予定・申請状況により前後することがあります）。 ※書類不備等がある場合、支給が遅れる可能性があります。

問合せ

物価高騰給付金
コールセンター **0120-762-458**

開設期間：令和6年4月1日～12月27日

（平日）午前9時～午後7時 ※日本語対応

※7/27(土)、8/3(土)、10(土)、17(土)は臨時開設します。

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得の子育て世帯 【2】 【3】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

【3】 令和6年度住民税情報
等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、
現在のこれら世帯と同水準の
10万円/世帯を給付

低所得の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳
以下の子に5万円/人を加算

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

【4】 令和6年に入手可能な
課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- 減税額確定（令和7年3月確定申告）
を待たず、令和6年に入手可能な
課税情報をもとに、前倒して給付

- 自治体の事務負担などを踏まえ、
1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が
不足する場合、追加支給

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×（本人+扶養親族）

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

（年収）

今回の給付金は、【3】令和6年度の住民税が新たに非課税及び均等割のみ課税となる世帯（10万円）・該当する低所得の子育て世帯（子ども1人あたり5万円）、【4】定額減税しきれないと見込まれる方を対象としたものです。

※【1】令和5年度住民税均等割非課税世帯への給付金（7万円）は令和6年3月末で終了しました。

【2】令和5年度住民税均等割のみ課税世帯（10万円）、令和5年度住民税に基づく低所得の子育て世帯（子ども1人あたり5万円）への給付金は令和6年6月末で申請受付を終了しました。

◆上記以降の給付金については、現時点では決まっておりません。